

# 新発田地域 広域事務組合

広  
報

No.16

～お知らせ～

本紙中面で紹介している住宅用火災警報器の設置により、火災を早期に発見したケースが管内でも報告されています。警報器の事例・効果を確認し安心安全のため設置・点検を行いましょう！



## 広域交流施設「虹の里交流館」からのお知らせ

～お得な回数券を販売しています～

新発田広域クリーンセンターに隣接する虹の里交流館では、平成27年1月から入館料1回分(200円)が無料になる、お得な6枚綴り(1,000円)を販売しています。

館内には「虹の湯」や「多目的運動場」もありますので、ご家族・友人等ご利用ください。

また、虹の湯では毎月第1、第3日曜日に「変わり湯」も実施していますので、ぜひお越しください。



この看板を  
目印に  
お越しください！



虹の里交流館  
佐久間係長

開館時間：9：00～21：00（入浴は10：00～20：30）  
（11月～3月は閉館20：00、入浴は19：30まで）

休館日：毎週水曜日（休日の場合は翌日）  
12月29日～1月3日

休憩室・休憩ホール：あり

食堂：なし（持ち込み可）  
※施設内での飲酒は出来ません。

入館料：大人 200円（小学生以下は無料）  
回数券6枚綴り 1,000円

※多目的運動場については、利用できない時期・時間帯がありますので直接施設へお問い合わせください。  
また、専用使用には、入館料のほかに別途料金がかかります。

問い合わせ：虹の里交流館  
新発田市藤掛639-1 TEL 0254-23-9775



# 住宅用火災警報器の設置について 消防職員が訪問して調査を行っています

住宅用火災警報器は、平成23年6月からすべての住宅に設置が義務づけられています。

消防本部では、警報器の設置状況を調査するため、消防職員が皆様のお宅を訪問し確認させていただく場合があります。その際には、事前に地域へ回覧等でお知らせしますので、ご協力願います。また、訪問した際に取り付け方法や管理の仕方など、不明な点があればご遠慮なくご質問ください。



消防本部 予防課 伊藤消防副士長

キ リ ト リ



いざというときには、日頃の確認が大切です。以下の項目について各家庭でチェックし住宅火災を未然に防止しましょう！  
また、毎年1回は動作確認を行いましょう！

設置の時のチェックポイント！	
○ <b>寝室に煙感知式の警報器を設置している。</b>	<input type="checkbox"/>
○ <b>寝室が2階にある場合、階段に煙感知式の警報器を設置している。</b>	<input type="checkbox"/>
○ <b>台所などにも警報器を設置している。</b> (管内では義務付けられていませんが、安心安全のためにも設置しましょう！)	<input type="checkbox"/>
○ <b>(天井に設置の場合) 警報器を壁から60cm以上離して天井に設置している。</b>	<input type="checkbox"/>
○ <b>(壁に設置の場合) 天井から15cm～50cmの間に設置している。</b>	<input type="checkbox"/>
○ <b>(梁がある場合) 警報器を梁から60cm以上離して天井に設置している。</b>	<input type="checkbox"/>
○ <b>エアコンや換気扇の噴出し口から1.5m以上離して設置している。</b>	<input type="checkbox"/>
○ <b>居住者にあった警報器（振動するものや光るものなど）を設置している。</b>	<input type="checkbox"/>
毎年1回は点検しましょう！	
○ <b>定期的に動作の確認を行っている。</b>	<input type="checkbox"/>
○ <b>ホコリや油汚れなどが付着していない。</b>	<input type="checkbox"/>

**多くの住民が住宅用火災警報器を  
設置し助かっています！**

**助かった件数は県内で214件！  
管内でも10件！**

平成18年から26年8月までの間に、警報器の設置により県内で214件、管内（新発田市、胎内市、聖籠町）でも10件の大事に至らなかったケースがありました。

**家にいるから大丈夫！は、ほんと？**

警報音が鳴って一番初めに気づくのは誰でしょうか？「もちろん私！」と思っただ方は火災感知者（図1）をご覧ください。家族などの家人が気づくのと同じくらい隣人などが気づいて通報するケースがたくさんあります。

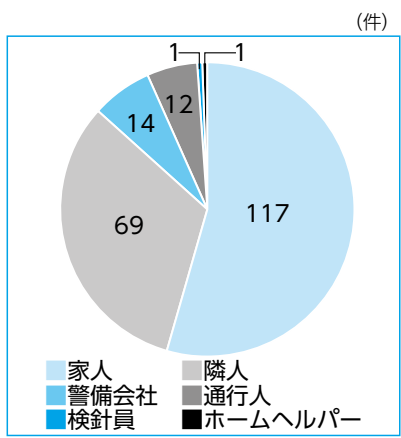


図1 火災感知者

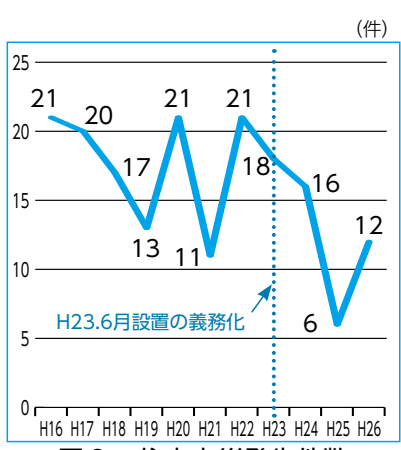


図2 住宅火災発生件数

このように隣人や通行人が警報音に気づく事例も多く、家の外にも火災を知らせる効果があります。また、管内の住宅火災発生件数（図2）を見ると設置義務となった平成23年度から減少傾向にあり住宅火災の防止につながっています。

警報器を正しく設置し大切な生命と財産を守りましょう。

**●新発田市内でのケース**

平成26年5月、台所のガステーブルに鍋をかけたまま火を消し忘れたため警報器が鳴り、隣人が気づき119番通報しました。その後、自宅の居間にいた家人に知らせ、ガステーブルの火を消したため火災には至らなかったケースがありました。

## 聖籠分署に、大型化学高所放水車を配備しました

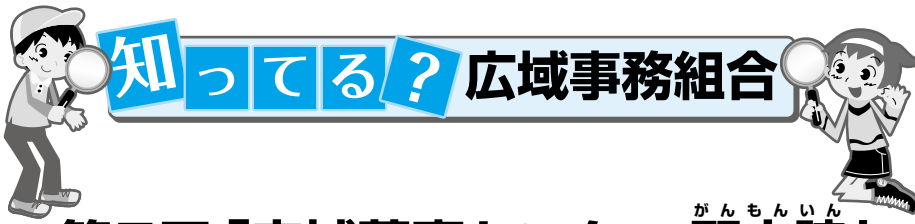
当消防本部管内にある新潟東港東地区には、最大10万キロリットルの原油タンクのほか、液化石油ガスのタンクなどが多数あり、石油コンビナート等特別防災区域に指定されています。当消防本部では、区域内にある特定事業所や隣接の新潟市消防局と連携し防災に努めています。

このたび、同区域内の石油コンビナート対応として、聖籠分署に大型化学高所放水車を更新配備しました。

**大型化学高所放水車**

消火薬剤と水を混合し、石油コンビナート内のタンクへ27mの高所から消火液を放出し消火にあたります。また、離れたところからリモートコントロールにより操作できるなど安全面を含め、より有効な消火活動を行うことができます。





## 第5回「広域葬斎センター 願文院」

当広域事務組合で共同処理している各種事務を皆さんに知ってもらうために、シリーズで紹介していきます。

第5回は、「広域葬斎センター 願文院」についてです。

広域葬斎センター「願文院」は、昭和54年に、広域管内の市町村がそれぞれ設置していた火葬場を一つに集約し、現在の新発田市古楯地内に設置されました。「願文院」の名称は、日本一小さい山脈と呼ばれる新発田市、胎内市にまたがる楯形山脈にある願文山（標高約250m）から名付けられたもので、願文山は、昔ある僧がこの山の御堂にこもり写経をしながら世の平安を願ったことからこの名がついたとされています。

現在、(有)広域斎場公社に火葬業務を委託し運営しています。



## 広域葬斎センター 願文院からのお願い

### 待合室の利用について

火葬を行っている間（約1時間半）にご利用いただける待合室として、和室5室とロビーがあります。利用にあたりましては、スペースの都合上、30名以下にさせていただくようお願いいたします。また、飲食物の持込みは可能ですが、食後のゴミや容器等は必ずお持ち帰りください。



### 棺の中に入れてはいけないもの

火葬炉の故障や事故等につながりますのでご協力をお願いします。

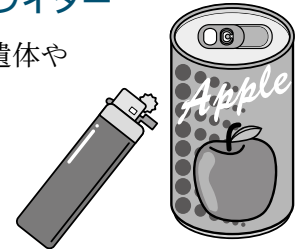
#### ●金属・ガラス・陶器・ゴム製品・貨幣・プラスチック製品

高温で溶け出すと、お骨を変色させたり、有害ガスを発生させます。



#### ●缶詰・密閉容器・栓付きの瓶やボトル・スプレー・電池・ライター

爆発を起こし、ご遺体や火葬炉の内部を損傷させます。



ご遺体にペースメーカーを装着している場合は、事前に施設職員又は葬儀業者にご連絡ください。

住所／〒959-2409 新発田市古楯495番地  
予約受付時間／8時00分から17時15分

電話／0254-33-2904  
休業日／1月1日及び1月3日

次号は平成27年4月発行の予定です。  
市町によって配布日が異なります。「新発田地域広域事務組合 広報」に関する皆さんからのご意見、ご感想をお待ちしています。

編集・発行 新発田地域広域事務組合 事務局総務課企画財政係  
〒957-0053 新潟県新発田市中央町5-4-7  
☎ 0254-26-1501 FAX 0254-23-5589  
URL <http://www.shibata-kouiki.jp/s-kouiki/>  
E-mail [kizai@shibata-kouiki.jp](mailto:kizai@shibata-kouiki.jp)  
印刷 島津印刷株式会社

新発田地域広域

検索

